平成２２年（フ）第３５４号
岩手県釜石市甲子町第９地割14番地４
債務者　鳥屋部好正
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３８３号
岩手県奥州市江刺区藤里字梁場171番地
債務者　佐々木紀美子
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３８５号
盛岡市館向町27番２号
債務者　前川真由美
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４２３号
盛岡市高松２丁目27番53―104号
債務者　横山　悠樹
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４２４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1197番地６
メゾンサンライズ201号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢574番地１　メゾンド・シャルムＳＫ102号
債務者　稲村　正明
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４２６号
盛岡市前九年２丁目16番20号
債務者　蒲澤かつ子
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４３５号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第16地割117番地
債務者　畠山ひろ美
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４３７号
岩手県花巻市藤沢町５番地
債務者　近藤亜希子
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６７号
山形県酒田市広野字上通133番地
債務者　中野　好裕
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第６８号
山形県酒田市浜田２丁目３番22号グリーンハイツ浜田Ｂ号、前住所山形県酒田市大宮町３丁目22番18号ボ・ミール203号
債務者　板垣　志乃
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２５６号
群馬県前橋市下小出町３丁目７番地22　１号
債務者　今井眞智子（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３３３号
群馬県伊勢崎市羽黒町31番地　市営住宅2764、住民票上の住所群馬県伊勢崎市田中島町28番地１
債務者　関口　裕司
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３４６号
群馬県伊勢崎市福島町682番地４　サンパレスふくしま101
債務者　小林　明男
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３４８号
群馬県前橋市粕川町女渕331番地９
債務者　松本一夫こと　金　　一夫
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３４９号
群馬県前橋市粕川町女渕331番地９
債務者　中野　里美
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３５０号
群馬県前橋市昭和町３丁目25番２号
債務者　須永　和子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３５７号
群馬県前橋市南町１丁目15―12　日越ハイツ101号、外国人登録原票記載事項証明書上の住所群馬県前橋市広瀬町３丁目32番地２　４―312号
債務者　金山メリーローズ（ＫＡＮＡＹＡＭＡ　ＭＡＲＹ　ＲＯＳＥ　ＳＡＮＣＨＥＺ）
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所